

## 機構集積協力金について

名称	内容	交付金額	
		平成29年度	平成30年度
地域集積協力金	機構に貸し付けた面積割合(20%以上)に応じて「地域」に支払われる交付金	1.5万円/10a ～2.7万円/10a	1.0万円/10a ～1.8万円/10a
経営転換協力金	機構に農地を貸し付けることにより、①部門を削減する農業者、②リタイアする農業者、③自らは農業を行わない農地の相続人などに支払われる交付金	0.5ha以下 30万円/戸 0.5ha超～2.0ha以下 50万円/戸 2.0ha超～ 70万円/戸	H29年度と同じ
耕作者集積協力金	機構の借受農地等に隣接する農地を、機構に貸し付けた所有者等に支払われる交付金	1.0万円/10a	5,000円/10a

※交付には要件がありますので、詳しくはお近くの県農林事業所にご確認ください。

※交付金額は、県の予算内で変更されることがありますので、ご了承ください。

## 固定資産税の課税強化・軽減について

課税の強化	遊休農地の課税が強化され、荒らしたままでは、 <b>固定資産税が1.8倍に増額</b> される場合があります。しかし、機構に対象農地を貸すように意向を示した場合は、課税強化の対象から除外されます。
課税の軽減	所有する全ての農地を新たに機構に10年以上の期間で貸し付けた場合には、貸し付けた農地の固定資産税が一定期間1/2に軽減されます。

※貸付の期間等条件がありますので、市町の課税担当課にご相談ください。

### 農地中間管理事業に関するお問合せ先

(その他、お近くの市町の農政担当、農協の営農担当にお問合せください。)

担当事務所	住所	電話番号	
静岡県賀茂農林事務所 企画経営課	〒415-0016 下田市中西531-1	(0558)24-2076	
静岡県東部農林事務所 企画経営課	〒410-0055 沼津市高島本町1-3	(055)920-2158	
静岡県富士農林事務所 企画経営課	〒416-0906 富士市本市場441-1	(0545)65-2197	
静岡県中部農林事務所 企画経営課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20	(054)286-9276	
静岡県志太榛原農林事務所 企画経営課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	(054)644-9214	
静岡県中遠農林事務所 企画経営課	〒438-8558 磐田市見付3599-4	(0538)37-2269	
静岡県西部農林事務所 企画経営課	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-1	(053)458-7209	
静岡県庁農業ビジネス課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	(054)221-2617	
農地中間管理機構 (公益社団法人 静岡県農業振興公社)	本社	〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18静岡中央ビル	(054)250-8989
	東部駐在	〒410-0055 沼津市高島本町1-3	(055)924-3993
	富士駐在	〒416-0906 富士市本市場441-1(平成29年5月から)	
	中部駐在	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	(054)646-2122
	中遠駐在	〒438-8558 磐田市見付3599-4	(0538)35-1335
西部駐在	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-1(平成29年5月から)		

農地中間管理事業は、農地を貸したいと思う方から農業振興公社が一旦その農地を借り受け、新規拡大したい方に貸し出す国の制度です。

公的機関の公社が間に入りますので、安心して貸し借りができます。

大切な農地を、次世代の担い手農業者に活用してもらい、未来へつなげましょう。

公益社団法人  
静岡県農業振興公社  
理事長 大谷徳生

農地を貸したい方、借りたい方へ

# 農地中間管理事業を 活用しましょう

農地中間管理機構

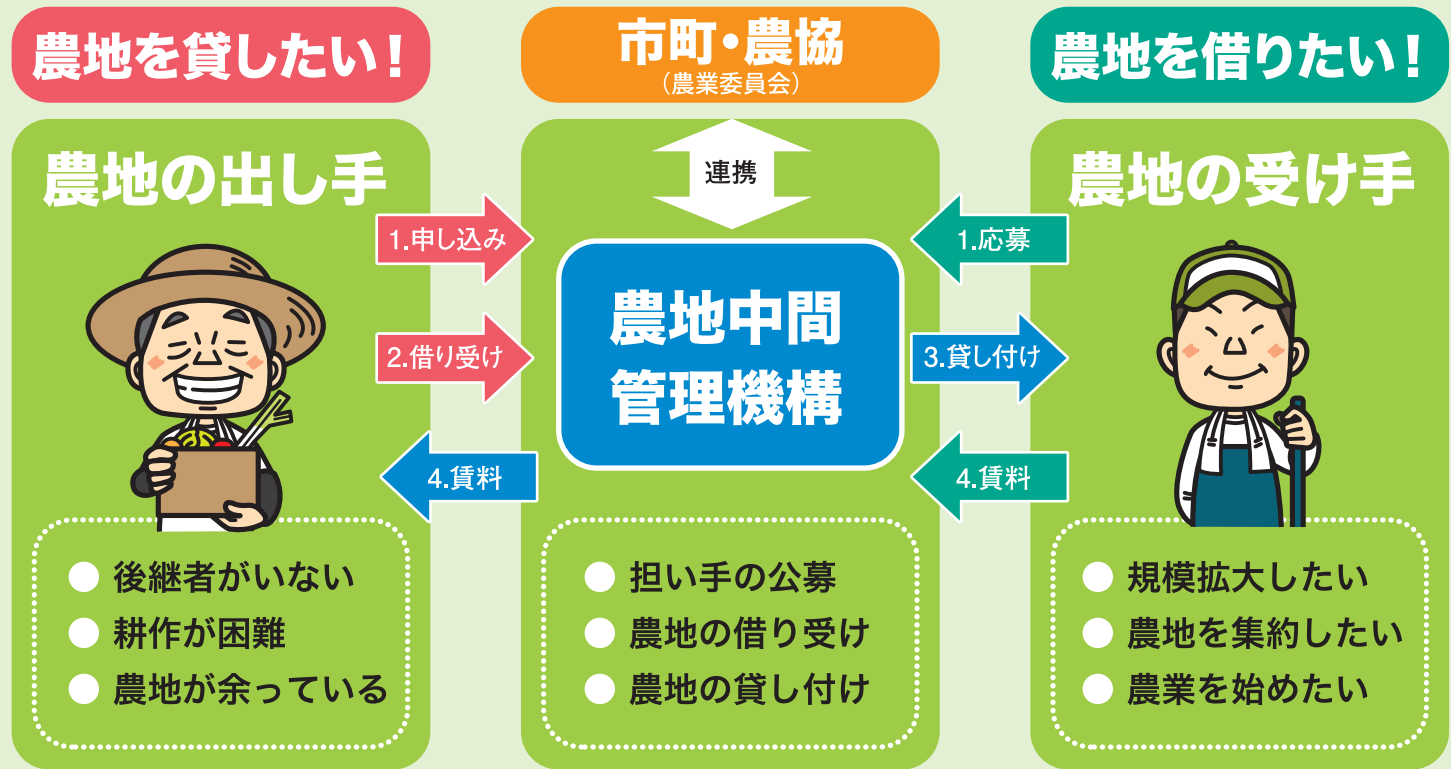
公益社団法人 静岡県農業振興公社

「静岡県」と「農地中間」で検索!!

(平成29年3月作成)

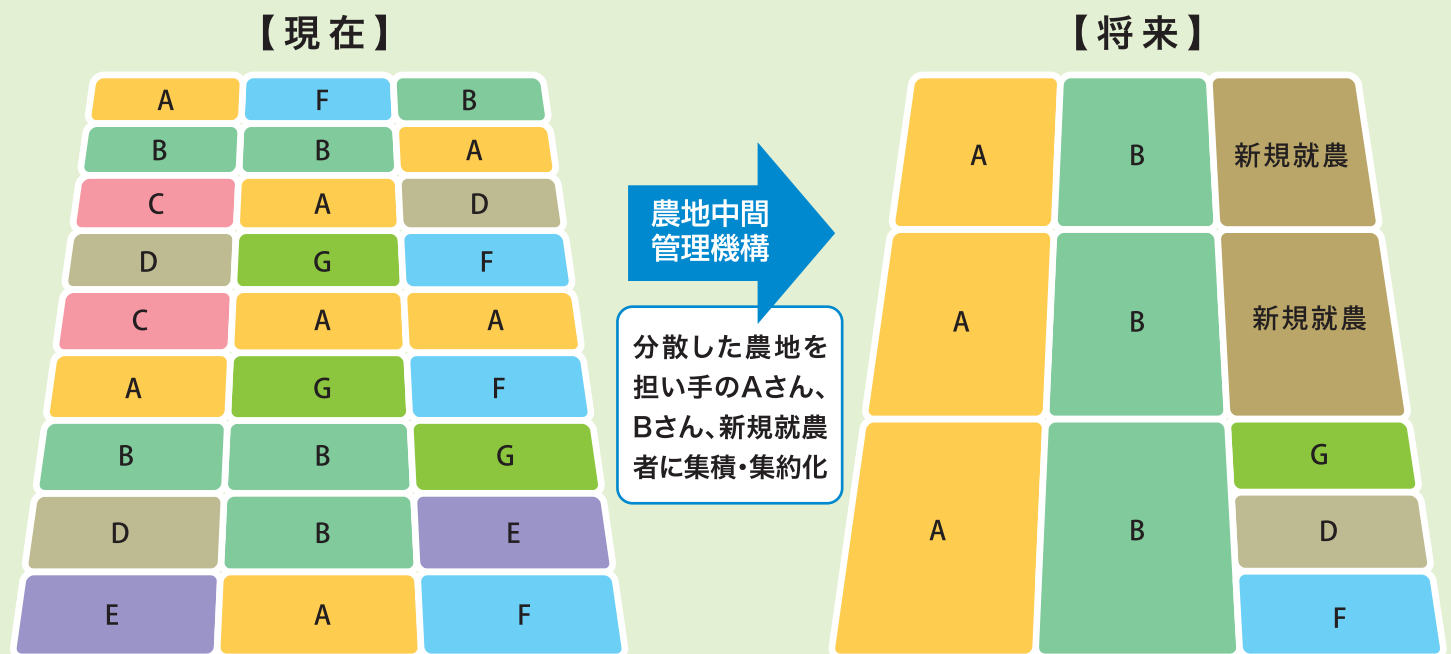
# 農地中間管理事業の仕組み

公的機関である農地中間管理機構(通称「機構」、公益社団法人静岡県農業振興公社)が農地の貸し借りをお手伝いします。農地を借りたい方は機構の公募に応募を、農地を貸したい方は市町の農政担当課又は農協の営農担当課まで貸付希望の申込をお願いします。



※農地中間管理事業は、賃貸借以外に使用貸借でも利用できます。

# 農地中間管理事業の集約化イメージ



# 機構が出し手(農地を貸したい人)から農地を借り受ける手続き

## 借り受けの手続き

- 農用地等貸付申込書に必要事項を記入の上、市町及び農協の担当課に提出してください。(随時受付)
- 機構と関係機関が一丸となって皆様の大切な農地をお借りし、担い手につなげていきます。



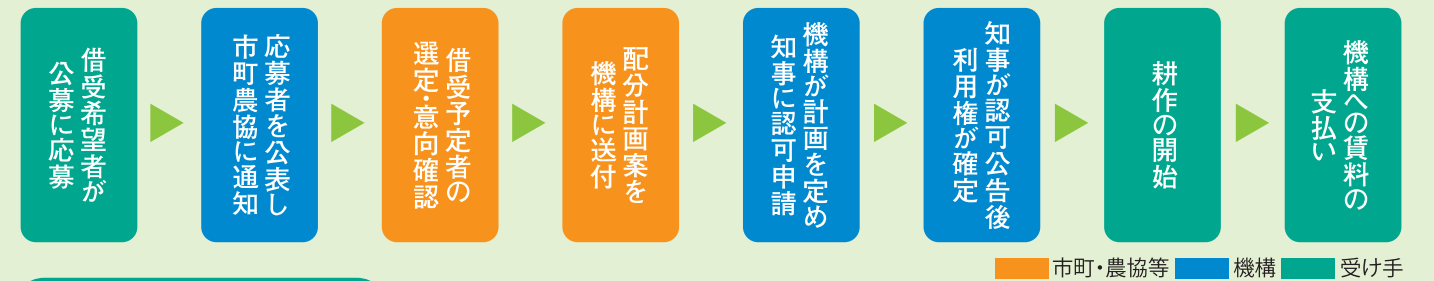
## 出し手のメリット

- 公的な機関である機構(公社)が責任を持って借り受けますので、安心して貸すことができます。
- 賃料は、機構(公社)から確実に受け取ることができます。
- 転貸先の農家と、個別に交渉する必要がありません。
- 「地域集積協力金」、「経営転換協力金」、「耕作者集積協力金」を受けることもできます。

# 機構が受け手(農地を借りたい人)に農地を貸し付ける手続き

## 貸し付けの手続き

- 農地を借りたい方は、機構の公募に応募しなければなりません。
- 機構の公募には、市町・農協あるいは直接機構に応募してください。



## 受け手のメリット

- 経営規模の規模拡大や集約化により、コストダウンを図ることができます。
- 農地は機構から貸し出すので、借入期間中は安心して耕作できます。
- 農地の所有者(出し手)が大勢でも、賃料の支払は、機構(公社)1か所だけで済みます。
- 使い勝手を良くするための簡易基盤整備(※農地耕作条件改善事業)が優先的に使えます。

※農地耕作条件改善事業とは

- 農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化を図るための簡易基盤整備。主なメニューは区画拡大、暗渠排水、末端かんがい施設、用排水路の整備、農作業道の整備など。補助は、定額補助と定率補助(1/2以内)
- 選択要件は、①農地中間管理事業の重点実施区域に指定、②総事業費200万円以上、③受益者2者以上の全てを満たすこと。